

施設使用料（庄川生涯学習センター）

区分			旧料金	新料金
多目的ホール	平日	9～12時	10,480円	10,600円
		12～17時	14,670円	17,700円
		17～22時	15,710円	23,500円
		9～17時	19,900円	21,300円
		12～22時	28,290円	35,500円
		9～22時	36,670円	36,900円
		冷暖房料金 1時間当たり	2,100円	2,890円
	土日祝	9～12時	11,520円	12,700円
		12～17時	16,760円	21,200円
		17～22時	18,860円	28,200円
		9～17時	23,050円	25,500円
		12～22時	32,480円	42,600円
		9～22時	41,900円	44,200円
		冷暖房料金 1時間当たり	2,100円	2,890円
ホワイエ		9～12時	1,050円	1,500円
		12～17時	1,570円	2,300円
		17～22時	2,100円	3,100円
		9～17時	2,100円	3,100円
		12～22時	3,140円	4,700円
		9～22時	3,770円	5,400円
		冷暖房料金 1時間当たり	210円	280円
控室		9～12時	520円	700円
		12～17時	730円	1,000円
		17～22時	1,050円	1,500円
		9～17時	1,050円	1,500円
		12～22時	1,570円	2,300円
		9～22時	1,780円	2,600円
		冷暖房料金 1時間当たり	210円	280円
音楽室		9～12時	1,050円	1,500円
		12～17時	1,570円	2,300円
		17～22時	2,100円	3,100円
		9～17時	2,100円	3,100円
		12～22時	3,140円	4,700円
		9～22時	3,770円	5,400円
		冷暖房料金 1時間当たり	210円	280円

小会議室	9～12時	520円	500円
	12～17時	730円	900円
	17～22時	1,050円	1,300円
	9～17時	1,050円	1,100円
	12～22時	1,570円	1,800円
	9～22時	1,780円	1,900円
	冷暖房料金 1時間当たり	210円	280円
第1研修室＋第2研修室	9～12時	2,100円	3,100円
	12～17時	3,140円	4,700円
	17～22時	4,200円	6,300円
	9～17時	4,200円	6,300円
	12～22時	6,280円	9,400円
	9～22時	7,540円	10,900円
	冷暖房料金 1時間当たり	210円	280円
第3研修室＋第4研修室	9～12時	2,100円	3,100円
	12～17時	3,140円	4,700円
	17～22時	4,200円	6,300円
	9～17時	4,200円	6,300円
	12～22時	6,280円	9,400円
	9～22時	7,540円	10,900円
	冷暖房料金 1時間当たり	210円	280円
第5研修室	9～12時	1,050円	1,500円
	12～17時	1,570円	2,300円
	17～22時	2,100円	3,100円
	9～17時	2,100円	3,100円
	12～22時	3,140円	4,700円
	9～22時	3,770円	5,400円
	冷暖房料金 1時間当たり	210円	280円
第6研修室	9～12時	1,050円	1,500円
	12～17時	1,570円	2,300円
	17～22時	2,100円	3,100円
	9～17時	2,100円	3,100円
	12～22時	3,140円	4,700円
	9～22時	3,770円	5,400円
	冷暖房料金 1時間当たり	210円	280円

備考

1 利用者が入場料又はこれに類するもの（以下「入場料等」という。）を徴収する場合の使用料の額は、この表に定める額に次の割合を乗じて得た額とする。

(1) 入場料等の1人当たりの徴収額の最高額（以下「入場料等の最高額」という。）が1,000円を超え2,000円以下の場合にあつては、100分の130

(2) 入場料等の最高額が2,000円を超え3,000円以下の場合にあつては、100分の150

(3) 入場料等の最高額が3,000円を超える場合にあつては、100分の180

2 入場料等を徴しない場合で使用者が商業宣伝、営業その他これに類する目的をもって利用する場合の使用料の額は、基本使用料に100分の150を乗じて得た額とする。

3 練習又は準備のため使用する場合の使用料の額は、基本使用料に100分の50を乗じて得た額とする。

4 許可を受けた利用時間帯を超えて利用する場合の使用料の額は、1時間(1時間未満は、1時間とする。)につき当該利用時間帯の使用料に100分の30を乗じて得た額を増額する。